

平成28年12月2日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武田義明



平成28年11月22日、神戸市環境影響評価等に関する条例第31条の2第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「六甲北有料道路拡幅事業」の事業内容の変更の届出について、慎重に審議を重ねたので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

六甲北有料道路拡幅事業に係る事業内容の変更は、神戸北I.Cから大沢I.Cまでの区間において、車線数を2車線から4車線に拡幅しようとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本変更計画の実施による環境影響に関し、専門的見地から慎重に審議を行った。

市長は、「II 意見」を勘案し、計画変更後の工事、環境保全措置及び事後調査を適切に事業者に実施させるよう、適正に指導されたい。

II 意見

(1) 植物、動物

① 事業計画区域内に生育するキンラン、ギンランについて、移植等の代償的措置の検討に優先して、可能な限り生育空間に及ぼす影響を回避又は低減する措置を検討する必要がある。

やむを得ず移植を実施する場合にあっては、専門家から必要な助言を得ながら、移植及びモニタリング等の適切な方法を検討するとともに、土地所有



者と協議し、必要な体制を構築することにより、移植先の環境整備、継続的な管理及び移植実施後のモニタリング等を着実に実施する必要がある。

- ② 事業計画区域周辺に生息する動物に配慮し、道路沿いや事業計画区域境界の側溝について、落下した小型の動物が元の生息場所に戻ることができる構造とするなどの措置を講じる必要がある。
- ③ 工事に伴う鳥類の営巣及び採餌への影響を詳細に把握するため、事業計画区域周辺における貴重種（ケリ、アオゲラ、アカゲラ）の営巣及び採餌状況を適切な時期に調査する必要がある。

工事の実施にあたっては、本調査結果を考慮し、鳥類の営巣及び採餌に配慮した工事計画を検討する必要がある。

- ④ 特定外来生物であるオオキンケイギクは、道路沿い等において大群落を形成することがあるため、既整備路線も含め、駆除及び拡散防止のための措置を実施するよう努める必要がある。

(2) 景観

周辺の景観が損なわれないよう、コンクリート擁壁に緑化等の措置を検討する必要がある。

(3) 大気質、騒音、振動

本変更計画の実施により発生する大気質、騒音及び振動が生活環境に及ぼす影響を把握するため、工事中及び供用後において、影響が把握できる適切な地点において、大気質、騒音及び振動に係る調査を実施する必要がある。